

財産の取得に関する専決処分について

財産の取得にあたり、緊急に納品を完了するため、専決処分により契約し、買入れを行ったので、議会に報告し、その承認を求める必要があり、このことについて地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第29条の規定により教育委員会の意見を求められますので、下記のとおり提出いたします。

令和 3 年 2 月10日

名古屋市教育委員会教育長 鈴 木 誠 二

記

(1) 概要

文部科学省が公表した「G I G Aスクール構想」の実現に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により学校の臨時休業が発生した場合に備え、1 人 1 台端末の配備が急務となったことから、緊急に納品を完了するため、専決処分により契約し買入れを行ったので、議会に報告し、その承認を求めるもの。

(2) 財産の表示

別紙のとおり

(3) 買入金額

別紙のとおり

(4) 買入れの相手方

別紙のとおり

契約内容

財産の表示		買入金額	買入れの相手方
学習系システム	1 式	2, 618, 000, 000 円	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ東海
コンピュータ（中学校学習者用） （その 1）	20, 974 台	942, 466, 690 円	株式会社サンエス
コンピュータ（中学校学習者用） （その 2）	22, 010 台	982, 966, 600 円	教育産業株式会社
コンピュータ（小学校学習者用） （その 1）	25, 705 台	1, 150, 812, 850 円	株式会社 エヌ・ティ・ティ・データ東海
コンピュータ（小学校学習者用） （その 2）	23, 716 台	1, 057, 330, 428 円	ユニアデックス株式会社中部支店
コンピュータ（小学校学習者用） （その 3）	26, 137 台	1, 175, 328, 616 円	ユニアデックス株式会社中部支店
コンピュータ（小学校学習者用） （その 4）	28, 726 台	1, 281, 323, 230 円	教育産業株式会社